

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 22 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 6 年 9 月 2 日（月）から令和 6 年 10 月 30 日（水）まで

2 監査の対象

「飯塚市市民公園体育施設」の指定管理者の業務について

- ・ 指定管理者 一般社団法人 飯塚市スポーツ協会
- ・ 担当課 スポーツ振興課

3 監査の場所

監査事務局及び当該施設

4 監査の範囲

令和 5 年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

5 監査の方法

「飯塚市市民公園体育施設」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

第2 監査の結果

- 1 指定管理料 令和5年度 53,542,846円
- 2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市市民公園体育施設」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和5年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【スポーツ振興課に対する指摘事項】

1 会計間の立替について（局長指摘事項）

飯塚市市民公園体育施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」

という。)第19条には、「指定管理者としての業務に係る経費とその他に係る経費を区分して整理しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、本指定管理会計と他の指定管理会計を混同し、立替払された金額を相手方の会計へ支払う(振替)処理が、速やかに行われていなかった。

担当者のお話では、社会保険料など他の指定管理会計と合算処理が必要な経費があり、会計間のやり取りが必要とのことであった。

会計間で合算して支払う場合には、支払用通帳を別に作成するなどの対応により、指定管理会計間のやり取りは不要であると思料する。

今後は、事務の方法の見直しを指導すること。

2 電子複写機料金の徴収について(局長指摘事項)

指定管理料より賃借料が支払われている電子複写機の利用者から、実費負担として1枚当たり10円(白黒)の料金を徴収しているが、この料金徴収については、基本協定書等にも記載がなく、金額算定の根拠が不明確である。

指定管理者に料金の徴収を許可するのであれば、電子複写機の使用に関する基準を定め、料金について明示すること。

3 施設の利用料金について(局長指摘事項)

飯塚市総合体育館条例第10条の規定により、利用者は、利用料金を指定管理者に前納することとされているが、利用料金を後納している団体が見受けられた。

同条例第11条には、「市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。」とされている。

同条例第12条の規定では、前条の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとするとしてされていることから、必要があると認めるときは、主管課は基準を定め、後納の許可について指定管理者に指導すること。

4 指定管理業務と自主事業の区分について(局長指摘事項)

仕様書7(6)には、「(略)あらかじめ市長等の承認を得て自主事業を実施することができる。」と記載されている。

自主事業について指定管理者が提出した事業計画書を確認したところ、指定管理者が行う事業と自主事業の区分がされておらず、市長等の承認を得ないまま自主事業を行っていた。

今後は仕様書に従い、自主事業を行うときは、承認を得るよう指導を行うこと。

【飯塚市市民公園体育施設指定管理者に対する指摘事項】

1 会計間の立替について（局長指摘事項）

飯塚市市民公園体育施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第19条には、「指定管理者としての業務に係る経費とその他に係る経費を区分して整理しなければならない。」とされています。

しかしながら、本指定管理会計と他の指定管理会計を混同し、立替払された金額を相手方の会計へ支払う（振替）処理が、速やかに行われていませんでした。

担当者の話では、社会保険料など他の指定管理会計と合算処理が必要な経費があり、会計間のやり取りが必要とのことですが、会計間で合算して支払う場合には、支払用通帳を別に作成するなどの対応により、指定管理会計間のやり取りは不要であると思料します。

今後は、事務の方法の見直しを行ってください。

2 指定管理業務と自主事業の区分について（局長指摘事項）

仕様書 7 (6) には、「（略）あらかじめ市長等の承認を得て自主事業を実施することができる。」と記載されています。

自主事業について指定管理者が提出した事業計画書を確認したところ、指定管理者が行う事業と自主事業の区分がされておらず、市長等の承認を得ないまま自主事業を行っていました。

今後は仕様書に従い、自主事業を行うときは、承認を得て行ってください。